

## 単 価 一 覧

### 1 基本料金

契約電力 1 キロワットにつき	円 銭
-----------------	-----

ただし、上記金額は次のア、イの条件に従い、力率に応じた割引又は割増を行う。

ア 力率は、その 1 月のうち毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントとする。）とする。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなす。

イ 力率が 85 パーセントを上回る場合は、その上回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、その下回る 1 パーセントにつき、基本料金を 1 パーセント割増しする。

なお、平均力率の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100 \text{ (パーセント)}$$

※平均力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。

※有効電力量および無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバール時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。

### 2 電力量料金

1 キロワット時につき	円 銭
-------------	-----

なお、電力量料金は、燃料費調整を行うこととし、その方法は、当該地域における電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 9 号に規定される一般送配電事業者が用いる方法を準用する。